



子どもと保護者の思いに寄り添って

発達障害の早期発見・早期支援



1 早期の気付きと発見

子どもと保護者に寄り添うことから気付きへ

☆保育しにくいな、どう関わったらよいのかなと感じるお子さんはいますか。これは**保護者のしつけや育て方が原因ではない**場合があります。その子への環境を考えたり、言葉かけを工夫したりするなどの配慮が必要なお子さんもいます。

☆子どもたちが、みんなに愛されているという安心感を持ちながら、自信をもって生活できるように、**保護者の子育ての大変さを理解し**、一緒に育てていく意識が大切です。

☆子どもは、何をしても怒られると、自信をなくし、「自分はダメ」と劣等感が強くなってしまいます。ますます人と接するのが苦手にならないように、その子の**よさをほめて伸ばしていく**ことが大切です。

☆発達障害のある子どもは、**早く気付き、早く支援**すれば驚くほどの変容を示すと言われていました。困っている子どもに気付くまなざしが大切です。



こんな様子がありますか？

生活の中で

- 他のことに気をとられて着替えなどがなかなか進まない。
- 自分の持ち物をよくなくす。
- 極端な偏食がある。
- 食事のときによくこぼす。

人とのやりとりで

- 話を最後まで聞かずにすぐ行動してしまう。
- 気持ちがこもっていない話し方や聞いた言葉をまねて返す。
- 言葉が出ない、発音が不明瞭なことがある。
- 自分の話したいことだけを話す。

運動や行動で

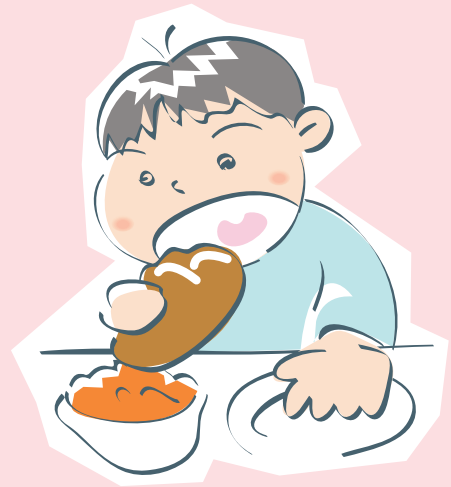
- バランスが悪くつまずいたり、ぶつかったりする。
- 全身運動がぎこちない。
- 落ち着いて座ってられない。
- 高いところに上がるのが好き。
- かんしゃくやパニックをおこしやすい。
- いつもと違うことや新しいことがあると混乱する。
- 特定なものにこだわる。

集団生活で

- 一人で遊んでいることが多い。
- ごっこ遊びやルールのある遊びが苦手である。
- 順番が待てない。

その他

- お絵かきが苦手である。
- 手先が不器用である。
- 自分で自分を傷つける。



2 気付きから支援へ



園での生活で

- ・子ども自ら取り組めるような言葉かけをして、自信を持たせるようにしましょう。
- ・どんなに小さな事でも成功させる場面をつくり、よいところを認め、ほめましょう。
- ・子どもと一緒に遊ぶ中で、子どもの特性を正しく理解し、その子なりに取り組んでいることを認めてあげましょう。
- ・指示は「短く」「一つずつ順を追って」「具体的に」するなど配慮をし、見通しが持てるようにしましょう。

環境の工夫

- ・落ち着いて生活できるように、室内の配置などを工夫し、気が散りそうな物は視野に入らないようにしましょう。
- ・一人でくつろげる場や遊び、時間もできるだけつくりましょう。
- ・活動する時は、活動や所持品などの絵カードをつくり、活動のイメージが持てるよう工夫しましょう。

まわりの子どもに対して

- ・友達のよさを認め合う集団づくりを心掛けましょう。
- ・教員や保育士が関わり方の手本を示し、子ども同士がお互いに温かく受け止めあえるようにしましょう。

保護者と共に

- ・幼稚園や保育所での様子、家庭での小さな変容も具体的に伝え合い、喜びを共有できるようにしましょう。
- ・保護者の悩みに寄り添うことが、子どもの安定につながります。「保護者と一緒に」考える姿勢を大切にしましょう。

3 家庭と園で手を取りあって

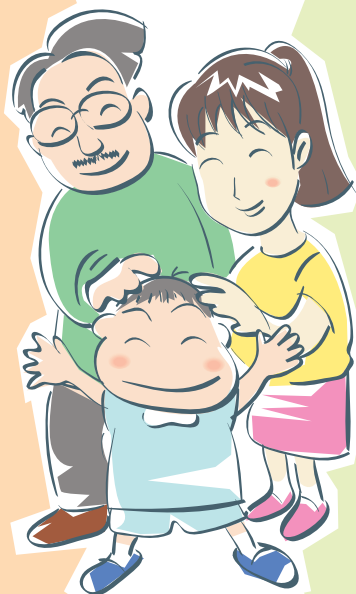
家庭 気付きから相談へ

《我が子を愛おしむ子育てを》

《親は……》

- ・ほめて育てる
- ・笑顔でふれあう
- ・早起きなどの生活習慣を身に付けさせる
- ・できることは見守る
- ・物事のルールをしっかり教える
- ・成功体験を多くつませる
- ・がまんする力を身に付けさせる
- ・園を信頼する
- ・早目に先生に相談する
- ・先生に情報提供する

相談の場の活用
乳幼児健康診査
園での健康診断
就学時健康診断
小学校の体験入学
保健・福祉機関の相談



幼稚園・保育所 保護者の気付きから支援へ

《保護者に温かなエールを》

《園では……》

- ・楽しく過ごす工夫をする
- ・認めて育てる
- ・言葉は具体的にかける
- ・目で見てわかるような支援をする
- ・その子の特性を理解し把握する

《教師間で……》

- ・先生同士で協力し合う

《保護者と……》

- ・大変さを理解し共に考える
- ・保護者と協力する
- ・将来の見通しを示す
- ・保護者と相談の上で関係機関を紹介する

園内体制の整備
園内委員会の設置
コーディネーターの指名
実態把握

4 園から小学校への橋渡し

幼稚園
保育所
認定こども園



スムーズな移行支援

☆相談支援ファイルの活用

☆関係機関との連携・協働

☆保護者の思いに寄り添った相談支援



小学校

- 気付き 話し合い 支援
- 保護者への相談支援

- 早期からの情報交換
- 継続した支援

- 行動観察
(就学時健診・一日入学)
- 保護者への相談支援

相談支援ファイルで共有

- 小学校の生活は園での生活の上に成り立ちます。
- 子どもの現在の状態が正しく引き継がれ、スムーズに移行できるように整備することが必要です。
- 支援をどう進めるか速やかに関係者間で協議することが大切です。
- 子どもと保護者の思いに寄り添って支援していきます。

引き継ぎとスムーズな移行

- 園での教育や保育と小学校での教育の段差を低くし、小学校生活に移行していくことが大切です。
- 早い時期からいくつかの方法で小学校との連携が図られることが望めます。
(例えば、教室見学、教員・保育士間の連絡会、保護者の相談受け入れなどが考えられます。)
- 就学時健康診断や一日入学などの機会も上手に活用します。目指すはスムーズな移行です。
- 子どものよさを引き継ぐことはとても重要です。

就学時健康診断の機会を大切に

- 小学校の教員が全員関わっての健診であり、子どもの様子を知る大切な機会です。
- 健診の際、保護者の相談に応じる場を設けるなど、保護者の不安に寄り添う形で支えていきます。
- 健診を契機に園と学校との情報交換が進められます。
- 子どもへの支援と保護者への支援が、継続して確認・実施される体制を整えることが期待されます。

健康診断時の観察ポイント

- 医師を怖がらずに健診が受けられるか。
- 視力検査で指さしができるか。
- 聴力検査で指示がわかるか。
- 視線を合わすことができるか。
- 保護者から離れて健診が受けられるか。
- 受け応えは自然であるか。

発達検査時のポイント

- 席に座っていられるか。
- 順番を待てるか。
- 落ち着いているか。
- 指示がわかるか。
- 質問を多くしていないか。
- 勝手に発言をしていないか。
- 状況をつかめるか。
- 過度の緊張はないか。
- 鉛筆をうまく持てるか。
- ぼんやりとしていないか。
- そわそわとしていないか。

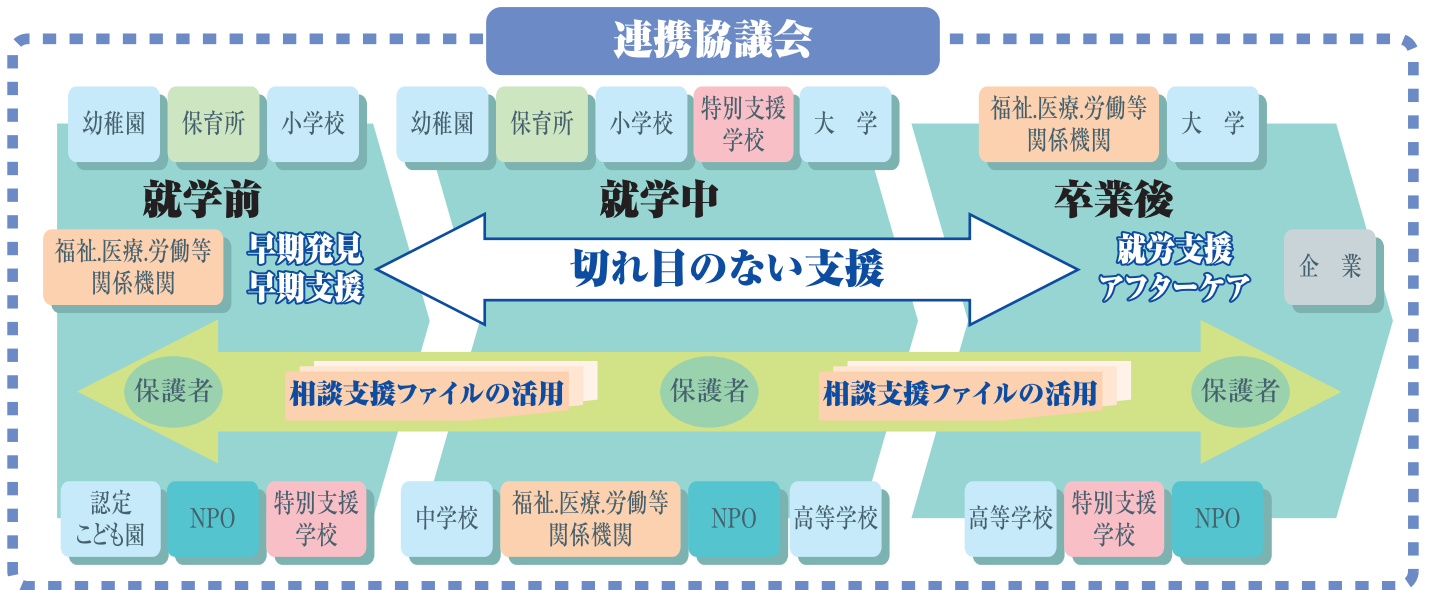
保護者への相談支援

- 教員や保育士は子育てに悩んでいる保護者に寄り添っていくことが大切です。
- 細やかな支援が必要なのは子どもだけではないことを十分踏まえ、保護者への相談支援を進めます。

- 保護者の悩みを受け止めて
- 保護者の状態を見極めて
- そこから一歩動ける情報伝達を
- 支援を受けることは特別なことではないと
気付けるように
- 本人(保護者)が自己選択できる情報提供を



5 切れ目のない支援と連携



埼玉県では、発達障害を含むすべての障害のある方の乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を行う研究のため、戸田市と本庄市をグランドモデル地域に指定し、特別支援教育を総合的に推進しています。両市では、**相談支援ファイル**の活用と保健、福祉、医療機関などと連携協議会を設置して、一貫した支援に向けた研究を進めています。

6 相談支援ファイルの活用

<課題>

発達障害者支援法のねらいのひとつである「早期発見・早期支援」を実現するためには、保護者や本人を支援する関係者(医療・保健・福祉・保育・教育関係者)が、それぞれに対応するのではなく、連携して行う必要があるが、現実には情報の共有などの面で困難を伴っている。

相談支援ファイルの活用

<特徴>

- 市町村が作成・配布
- 保護者が所持
- 内容
 - 子どものプロフィール
 - 個別の教育支援計画
 - 子どもの成長の様子
 - 医療機関の診断結果
 - 相談記録 など

相談支援ファイルとは、早期から就労に至る一貫した子どもへの支援のために、母子健康手帳と同じように、行政が保護者に渡し、お互いの理解と連携を図るために、保護者が所持するファイルです。



<期待される効果>

- 一貫した支援の実現
- 情報の共有・保持
- 保護者の子ども理解
- 保護者の外部説明の軽減
- 保護者への的確な情報提供
- 保護者と関係機関の共通認識
- 関係機関の相互理解と連携
- 行政の責任ある対応

7 発達障害とは

LD(学習障害)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

ADHD (注意欠陥多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害で、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものとされています。

その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されています。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特性のうち、言葉の発達の遅れを伴わないものです。

参考となるホームページ

文部科学省	http://www.mext.go.jp
国立特別支援教育総合研究所	http://www.nise.go.jp
発達障害教育情報センター	http://icedd.nise.go.jp
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BN00/hp/temp/temp.html
埼玉県立総合教育センター	http://comweb.center.spec.ed.jp

困った時の相談先

住所地の市町村教育委員会			
住所地の児童福祉を所管している市町村の部署			
住所地を管轄する児童相談所			
住所地を管轄する保健所			
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課	〒330-9301	さいたま市浦和高砂3-15-1	048-830-6888
埼玉県立総合教育センター	〒336-8555	さいたま市緑区三室1305-1	048-874-3400
最寄りの公立特別支援学校			
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	〒350-0813	川越市平塚新田東河原201-2	049-239-3553
埼玉大学教育学部附属特別支援学校発達支援相談室「しいのみ」	〒331-0823	さいたま市北区日進町2-480	048-654-0961
埼玉県立小児医療センター【医療機関・予約制】	〒339-8551	さいたま市岩槻区馬込2100	048-758-1811
埼玉県立精神医療センター【医療機関・予約制】	〒362-0806	伊奈町小室818-2	048-723-1111
国立知的障害児施設秩父学園発達診療所【医療機関・予約制】	〒359-0004	所沢市北原町860	04-2992-2859

※本資料は、下記の特別支援教育課HPに掲載されています。

本資料についての問い合わせ先

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課

〒330-9301 さいたま市浦和高砂3-15-1
TEL048-830-6888 FAX048-830-4960

埼玉県 / 教育局特別支援教育課

検索